⑶　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者であって週７日の指定訪問看護が計画されているものが現に他の２つ以下の訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合

⑷　注２又は注４に規定する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師の指定訪問看護を受けようとする場合

ニ　区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った建物に居住している場合（区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合等を除く。）

０１－２　精神科訪問看護基本療養費（１日につき）

１　精神科訪問看護基本療養費⑴

イ　保健師、看護師又は作業療法士による場合

⑴　週３日目まで　30分以上の場合	5,550円
⑵　週３日目まで　30分未満の場合	4,250円
⑶　週４日目以降　30分以上の場合	6,550円
⑷　週４日目以降　30分未満の場合	5,100円

ロ　准看護師による場合

⑴　週３日目まで　30分以上の場合	5,050円
⑵　週３日目まで　30分未満の場合	3,870円
⑶　週４日目以降　30分以上の場合	6,050円
⑷　週４日目以降　30分未満の場合	4,720円

２　削除

３　精神科訪問看護基本療養費⑵

イ　保健師、看護師又は作業療法士による場合

⑴　同一日に２人

①　週３日目まで　30分以上の場合	5,550円
②　週３日目まで　30分未満の場合	4,250円
③　週４日目以降　30分以上の場合	6,550円
④　週４日目以降　30分未満の場合	5,100円

⑵　同一日に３人以上９人以下

①　週３日目まで　30分以上の場合	2,780円
②　週３日目まで　30分未満の場合	2,130円
③　週４日目以降　30分以上の場合	3,280円
④　週４日目以降　30分未満の場合	2,550円

⑶　同一日に10人以上19人以下

①　月20日目まで　30分以上の場合	2,760円
②　月20日目まで　30分未満の場合	2,110円
③　月21日目以降　30分以上の場合	2,660円
④　月21日目以降　30分未満の場合	2,010円

⑷　同一日に20人以上49人以下

①　月20日目まで　30分以上の場合	2,710円
②　月20日目まで　30分未満の場合	2,070円
③　月21日目以降　30分以上の場合	2,610円
④　月21日目以降　30分未満の場合	1,970円

⑸　同一日に50人以上

①　月20日目まで　30分以上の場合	2,610円
②　月20日目まで　30分未満の場合	1,990円
③　月21日目以降　30分以上の場合	2,510円
④　月21日目以降　30分未満の場合	1,890円

ロ　准看護師による場合

⑴　同一日に２人

①　週３日目まで　30分以上の場合	5,050円
②　週３日目まで　30分未満の場合	3,870円
③　週４日目以降　30分以上の場合	6,050円
④　週４日目以降　30分未満の場合	4,720円

⑵　同一日に３人以上９人以下

①　週３日目まで　30分以上の場合	2,530円
②　週３日目まで　30分未満の場合	1,940円
③　週４日目以降　30分以上の場合	3,030円
④　週４日目以降　30分未満の場合	2,360円

⑶　同一日に10人以上19人以下

①　月20日目まで　30分以上の場合	2,520円
②　月20日目まで　30分未満の場合	1,930円
③　月21日目以降　30分以上の場合	2,420円
④　月21日目以降　30分未満の場合	1,830円

⑷　同一日に20人以上49人以下

①　月20日目まで　30分以上の場合	2,470円
②　月20日目まで　30分未満の場合	1,890円
③　月21日目以降　30分以上の場合	2,370円
④　月21日目以降　30分未満の場合	1,790円

⑸　同一日に50人以上

①　月20日目まで　30分以上の場合	2,370円
②　月20日目まで　30分未満の場合	1,810円
③　月21日目以降　30分以上の場合	2,270円
④　月21日目以降　30分未満の場合	1,710円

４　精神科訪問看護基本療養費⑶　8,500円

注１　１については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者又はその家族等（注２に規定する同一建物居住者を除く。）に対して、その主治医（保険医療機関の保険医であって精神科を担当するものに限る。以下この区分番号において同じ。）から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師又は作業療法士（精神障害を有する者に対する看護について相当の経験を有するものに限る。以下この区分番号において「保健師等」という。）が指定訪問看護を行った場合に、利用者１人につき、精神科訪問看護基本療養費⑵並びに区分番号０１の訪問看護基本療養費⑴（ハを除く。）及び⑵（ハを除く。）を算定する日と合わせて週３日（当該利用者の退院後３月以内の期間において行われる場合は週５日）を限度として算定する。

２　３については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者又はその家族等であって、同一建物居住者であるものに対して、その主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合に、利用者１人につき、精神科訪問看護基本療養費⑴並びに区分番号０１の訪問看護基本療養費⑴（ハを除く。）及び⑵（ハを除く。）を算定する日と合わせて週３日（当該利用者の退院後３月以内の期間において行われる場合は週５日）を限度として算定する。

３　４については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者（入院中のものに限る。）であって、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、その主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合に、入院中１回（区分番号０１の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合にあっては、入院中２回）に限り算定できる。この場合において、同一日に区分番号０２に掲げる訪問看護管理療養費は算定できない。